

令和8年度 第1回昭島市都市計画審議会 議事要旨

開催日時	令和8年8月19日（水曜日）		開会	午後	3時	00分
			閉会	午後	4時	05分
開催場所	市役所7階 704会議室					
委員の出欠						
出席委員	井上 茂夫	鈴木 一昭	辻川 誠	難波 悠		
	宗川 敏克	美座 たかあき	松原 亜希子	佐藤 文子		
	小林 こうじ	大島 ひろし	大久保 善幸	竹井 和子		
欠席委員	黒木 秀一	高橋 健一				
説明のために出席した者の職氏名						
市長	臼井 伸介		都市計画部長	池和田 功		
都市計画課長	塚本 政					
職務のため出席した事務局職員の氏名						
都市計画係長	土屋 亜衣良		都市計画係	荒井 哲朗		
傍聴者	4名					

次 第

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 議題
 - (1) 都営拝島町三丁目アパート地区の地区計画の策定について（報告）
 - (2) 「東京における都市計画道路の整備方針」について（報告）
 - (3) 昭島市まちづくり条例の制定について（報告）
- 4 閉会

配布資料

- ・報告1資料 都営拝島町三丁目アパート地区の地区計画の策定について
- ・報告2資料 「東京における都市計画道路の整備方針」について
- ・報告3資料 昭島市まちづくり条例の制定について

3 議題

(1) 都営拝島町三丁目アパート地区の地区計画の策定について（報告）

《都市計画課長より説明》

拝島町三丁目及び五丁目において、一団地の住宅施設の廃止及び地区計画の策定を検討している。素案についての説明会を令和8年7月22日にやまのかみ会館で開催した。

（以降、資料説明）

《質疑》

（小林委員） 環境デジタルミュージアムとはどういったものか。

（都市計画課長） 環境デジタルミュージアムは、拝島町三丁目で整備が計画されているものであり、動植物の標本を集める収蔵庫のような施設である。一部には一般の方が標本を見られるスペースを設け、地域の方が参加できるワークショップ等のイベントの開催も考えていると聞いている。ミュージアムというと、見て回れるような施設を想像される方が多いが、基本的には収蔵をする施設である。

（小林委員） 地域の方も参加できるイベントが開催されるということだが、あくまでも東京都の施設であるため、昭島市が主体となってやることではないと思うが、頻繁に開催されるようなことであれば、昭島市としても参加していくのか。

（都市計画課長） 環境部とも話をしているところではあるが、東京都環境局とどのような形で協力していけるかは今後検討していく。

（大島委員） デジタルミュージアムと聞くとデジタルを活用したミュージアムで、子どもから大人まで楽しく集えるような場所なのかと思ってしまうが、デジタルミュージアムという名前は東京都でもう決定した名前なのか。東京都の所管が環境局ということだが、どういった目的で昭島市にこういった施設を計画しているのか。昭島市から要請があって作るのか、昭島市が計画地として選ばれた理由は何かあるのか。

また、建物はどれくらいの規模で、管理運営に関しては東京都の職員が常駐して行うのか、民間に委託して管理運営まで任せるのか。

（都市計画部長） 順番が前後するが、まず昭島市が選ばれた理由については、東京都が収蔵庫のような施設を作りたいと検討した際に、まず都有地を活用したいという考えがあり、その都有地の中で一定規模の面積があること、また一番の理由としては多摩川が近くにあることが挙げられる。デジタルミュージアムでは、単純に集めるだけでなく、川に行って生態系を見たり、ちょっとした研究も行うと伺っている。そういった点でも適した

立地であることから選ばれたと聞いている。管理運営については、専門家を都の職員で賄うことは難しいと聞いているが、どのような形になるのかはまだ決まっていない。

名称については、自然環境デジタルミュージアムはこの施設 1 か所だけでミュージアムという形ではなく、体感展示やデジタルを活用した移動展示を含めて、全体として自然環境デジタルミュージアムという名称であり、その機能の一つとして昭島市に拠点が計画されている。名称については、今後の協議の中で決まっていく。建物の規模については、まだ基本計画の段階ではあるが、2,000 ㎡程度の平屋建ての計画である。

(大島委員) 完成はいつごろか。

(都市計画課長) 東京都から具体的には示されていないが、来年度から基本設計に入ると聞いている。

(佐藤委員) この地域に地区計画を作るということで、東京都の考え方の影響が大きいと思うが、東京都の住宅の見直しはいつごろ行われたのか。

(都市計画課長) 定かではないが、平成 13 年に今後都営住宅の増設はしないという考え方が示されたと認識している。

(佐藤委員) 都営住宅をこれ以上増やさないという考え方が示されたのが平成 13 年で、住宅施策の見直しはここ数年のことではないかと思う。地区計画を作ることで、計画されていた残り 100 戸が正式に作られなくなるという変更であり、市民や住民にとっては大きく変わる場所である。拝島団地に限らず、都営住宅はまだまだ足りていないと思う。50 回申し込んでやっと拝島団地に入れた方がいたが、そういった市民のニーズに対して住宅数が見合っていないと思う。東京都として住宅は十分に足りているためこれ以上は増やさないと考えたが、市としての見解をお聞きしたい。住民の皆さんのニーズを都市計画部門ではどう捉えているのか。

(都市計画課長) 東京都の住宅政策の見直し時期については明確にお答えできないが、現行の東京都住宅マスタープランにおいては、都営住宅は増やしていかないとしている。その代わりに住宅確保要配慮者への対応として、今後人口が減っていく中で増加が見込まれる空き家や民間の賃貸住宅の空き室に対して支援等を行い、住宅確保要配慮者が入居しやすい施策を行っていくという方針が示されている。市としても、基本的に同様の考え方である。

(佐藤委員) 市の考え方、東京都の考え方については分かった。私も素案説明会に参加させていただいたが、先ほども報告があったとおりさまざまな意見が出されていた。まちづくりや都市計画という点では、この地域だけの話ではなく、防災や交通の問題、ミュージアムに対してのご意見など、いろんな声が出ていたかと思う。市はそれに対して関係部署に伝えてい

くと回答しているが、説明会資料の中には出てこないところとして、特に避難所や災害時の対応については、熊本地震や千葉の豪雨災害のようにいつ起こってもおかしくないような状況の中で、住民の方々も不安になっているところかと思う。この地域は多摩川に近く、水と緑をはぐくむゾーンであることから、崖線の改善なども一体で進めていかなければならないと思うが、市としてどのように対応していくのか。

(都市計画部長) 素案説明会で回答したとおり、関係部署の方にはもれなく伝えていく。防災についての意見も、担当部署にこういったご意見があったということで伝えている。今後については、関係部署と連携してどのような対応が適切か検討しながら進めていく。

(佐藤委員) 市内各所で地区計画を策定している中で、説明会に何度か出席させていただいた。今回の素案説明会での住民の方々のご意見を通じて、この地区計画の内容だけに限らず、要求が強い地域だと改めて感じたところであり、しっかりと対応していただきたい。質疑の中で、ミュージアムにおける自然環境に関わる施策について昭島市からの要請はどのようなものだったかという質問があったが、都市マスの中で環境条件を踏まえた整備の考え方が示されているところで、市として東京都への働きかけはあったのか。

(都市計画課長) 自然環境デジタルミュージアムの設置にあたっては、市の方から要望や誘致といった働きかけはしていない。ただ、実際こういった話をいただいた際に、水と緑の昭島という観点から、こういった施設が昭島市にできることは市にとってよいことであると考えているため、今後建設が進んでいく中で、環境部も含めてさまざまな要望を伝えながら、東京都の施設ではあるが、一緒によいものができればと思う。

(佐藤委員) 「多摩川緑地について、生物多様性の環境学習の場として保全を図るとともに、スポーツ・レクリエーションの場として、広域的な活用を図ります。」と、この地区が含まれた第5地域全体として示されているところである。自然環境に関わるものを東京都が作るのであれば、昭島市の考え方や意向をしっかりと意見していただきたい。先ほどの質疑でもあったが、説明会の中でもこのデジタルミュージアムがこういったものなのかというご意見や、住民が利用できるお茶ができるような場所が欲しいといった具体的な要望が出されていたかと思う。東京都に対して早い段階でしっかりと住民の皆さんへの説明と意向の聞き取りを行っていただくよう、市の方から強く求めている。

(都市計画課長) 市としても地域にとってよい施設ができることを望んでいるため、説明会の機会や住民の要望を聞く機会を早めに設けていただき、できる限り計画に反映していただくよう要望していく。

(2)「東京における都市計画道路の整備方針」について（報告）

《都市計画課長より説明》

東京都、特別区及び 26 市 2 町は、都市計画道路の整備を計画的かつ効率的に進めるため、「東京における都市計画道路の整備方針」を策定し、事業の推進に努めてきた。このたび、社会情勢の変化や道路を取り巻く課題等を踏まえ、より効率的な道路整備を推進するため、都区市町が協働のもと新たな「東京における都市計画道路の整備方針」を策定した。その中で、都市計画道路の必要性の検証を行い、優先整備路線及び廃止候補路線を選定した。

(以降、資料説明)

《質疑》

(大島委員) 優先整備路線に選定されると、どのようなメリットがあるのか。いわゆる補助率が上がるだとか、整備に関して東京都が 10 分の 10 面倒を見てくれるだとか、そういったことがあるのか。また、優先道路を整備する場合の選定にあたっては、特別区 26 市 2 町での優先順位があるのか。東京都として重点的に取り組む地域という大きな計画のもとに選ばれているのか、あるいは昭島市における道路行政の中で最優先の道路だから選んだのか。

(都市計画課長) 優先整備路線のメリットについては、施工にあたってどのような補助率になるかは都市計画部の方では把握していない。優先整備路線の選定については、都道については東京都が広域的な道路ネットワークの形成の観点から必要性の検証を行い、優先的に整備する路線を東京都と所在の区市町で決めている。市道については、地域の道路であるため、市の方で必要性の検証を行い、必要度が高いところを優先整備路線に選定をしている。ただし、優先整備路線とは直ちに次に整備するというものではなく、整備に向けた検討を優先的に進める路線である。

(大島委員) ゲリラ豪雨や線状降水帯による大雨が発生する中で、都市部では水の逃げ場がない状況で、さまざまな対策がとられているかと思うが、アスファルト舗装において水をよく浸透するような技術などを、東京都として今後取り入れる計画があるのか。また技術的にそういうことが可能なのか。

(鈴木委員) 雨水を吸水するアスファルト舗装は東京都でも一部実施している。アスファルトの厚みが通常 20 センチや 25 センチのところ、60 センチから 70 センチにするところもあるが、含水量がある程度を超えるとオーバーフローしてしまい、今回のような内水系の氾濫が起きてしまう。東京都の場合は 1 時間あたり 65 ミリの基準を設定しているが、市だと 50

ミリから 60 ミリだと思う。千葉の基準は分からないが、東京都内で降る分にはそこまでの被害ではないと思う。

(井上委員) ご存知だと思うが、ゴルフ場跡地に運送関係の車両が集積するような大型の施設ができると聞いているが、そういった車の通行も優先整備道路の選定に関連しているのか。

(都市計画課長) 3・4・1 号線及び 3・4・18 号線の優先整備路線については、ゴルフ場跡地の物流施設の計画がされる前から優先整備路線となっている。これらの路線は、国道 16 号から昭島市の中心部に向かう路線でもあることから、以前より優先整備路線に選定をしている。

(井上委員) 市町-15 は諏訪松中通りあたりにつながっているわけだが、昭和 30 年代ごろから、福島交番までの道が出来るような話が出ていて、すぐできると思っていた。都道であっても道路整備の優先度は昭島市では低いのか。

(都市計画課長) 計画図を新しく作成したのでお配りしているが、裏面に都市計画道路の進捗状況을載せている。計画延長や施工済延長が記載されているが、全く進んでいない路線もあれば進んでいる路線もある。これだけ多くの道路がある中で一気に整備を進めるのは難しく、長年かかっている状況である。昭島市の進捗率は整備方針に載っているが、都市計画道路の完成率は 71% となっている。今回、計画期間が 10 年から 15 年に延びた背景としては、以前は農地や家が建っていない土地が多く、権利者の関係からも道路整備がしやすかったが、近年は農地が宅地化・細分化されて権利者が増え、事業の進捗が長期化する傾向があることが挙げられる。都市計画道路については、時間がかかる事業である。

(佐藤委員) 廃止候補路線についてだが、この路線も含めて昭和 36 年の決定から相当の期間が経過し、状況の変化もある中で、廃止とした具体的な理由は何か。また、この地域の住民の方々はこの決定を一定数は知っているかもしれないが、住民への周知はどのように行うのか。

(都市計画課長) 廃止候補とした理由については、先ほども申し上げたとおり、拝島駅前のロータリーや江戸街道の整備が進み、現状の交通状況を見る中で、この路線を整備する効果と比較して、江戸街道から段下に大きく高低差があり、16 メートルの幅員で実際に整備が可能かどうか、また周辺住民の接道条件等に大きな影響があるのではないかといった点から、廃止候補路線にしている。今後の進め方については、市で都市計画道路の廃止を今まで行ったことがないため、廃止の事例がある周辺自治体にどのような形で市民の方から意見を伺ったのかなどを確認しながら進めていきたい。

(宗川委員) 赤で示されている市町-15、-16 という番号は、昭島市道 15 号、16 号

ということか。昭島市内の優先整備路線は市道のみか。東京都施行のものを含めないのか。優先整備路線に選定されていないと補助金の確保が難しいと思うが、現在の3・4・1号線の八高線アンダーパスの工事が終わった後、次にこの優先整備路線に着手していくのか。

(都市計画課長) 市町-15、-16の番号については、東京における都市計画整備方針において東京都で付けた番号であり、路線番号ではない。都道については、昭島市内に都道で優先整備路線となっている路線がないため、こちらには表記がない。都施行の優先整備路線がある区市町においては、この図に表記されている。また、3・4・1号線のアンダーパス工事が終わった後に着手するかについては、優先整備路線はあくまでも優先的に整備を検討する路線として設定されているものであり、3・4・1号線が整備されることで道路ネットワークの流れも変わってくるため、どうあるべきか検討していく。

(3) 昭島市まちづくり条例の制定について(報告)

《都市計画課長より説明》

本条例は、令和8年7月7日に公布され、一部を除き同日に施行された。本条例に係る審査等の事項については、本条例に基づき設置されるまちづくり審査会で審議されるため、直接的に都市計画審議会とは関係しないが、まちづくりという広い観点から概要について説明する。

(以降、資料説明)

《質疑》

(佐藤委員) まちづくり条例が重要であるという点は市の考えと一致しているが、内容の不十分さについては議会で指摘させていただいた。まちづくり条例が制定されたことを、市民の皆さんの中には知っている方も知らない方もいる。内容についても、理解がまだまだ進んでいないのではないかと。市民の皆さんにこういったものができたとしっかりと周知していく取り組みはどのようなものかを考えているか。市民の主体的な活動を支援するという趣旨の条例であると思うので、そのあたりをお聞きしたい。

(都市計画課長) まちづくり条例の市民への周知については、市のホームページでは既に案内している。また、説明会の開催についても内部で調整しており、年内に複数回、場所を変えて実施したいと考えている。

(佐藤委員) 広くさまざまな方に届くまちづくり条例にしてほしい。市民全体への周知も必要であるが、地区まちづくり協議会認定申請書あるいは地区まちづくり協議会認定届出書・提案書といったものは、市民の皆さ

んへの全体的な説明会とはまた別の形になるかと思うが、その周知はどのように考えているか。

(都市計画課長) 地区まちづくり計画については、そこに住む市民の方がその地区にある課題をどう解決するか自ら考えて地区でルールを作り、よりよいまちづくりを目指すものである。都市計画については市民の関心が薄かったり理解が難しかったりする面もあることから、まずは自治連・自治会の方に対して、こういった条例ができたということを伝え、地区でどのような課題があるか相談してほしいと呼びかけていきたい。その中で地区まちづくり計画を作ることが有効であれば、一緒に協力して作っていきたい。また、地区の方から要望があれば積極的に出向いて説明を行う。

(佐藤委員) 自治連・自治会での周知が有効だと思う。市民の皆さまに広くまちづくり条例の目的や内容を知らせていくということは必要である。

署名委員氏名

署名委員氏名
